

文化部活動の在り方に関する方針

令和元年 8 月

山口県教育委員会

目 次

前 文	… 1
本方針策定の趣旨等	… 2
(1) 本方針の対象範囲	
(2) 望ましい部活動の在り方	
部活動の位置付け	… 3
1 適切な運営のための体制整備	… 4
(1) 文化部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 6
(1) 適切な指導の実施	
(2) 文化部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	… 7
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	… 9
(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置等の工夫	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	…11
6 安全管理と事故防止	…11
終わりに	…12

前 文

- 部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領（平成29年3月告示。令和3年4月施行）及び新しい高等学校学習指導要領（平成30年3月告示。令和4年4月から年次進行で実施）においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。

- 一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校及び高等学校の学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示している。また、部活動の一部には、文化部活動^{※1}を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあることから、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

※1 いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下「芸術文化等の活動」という。）を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本方針に先行して「運動部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月 山口県教育委員会）が策定されていることから、本方針の対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

- また、その際、「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」として、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、学校の設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員^{※2}をはじめとしたスポーツや文化及び科学等にわたる外部指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の文化施設、社会教育関係団体、芸術文化関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこととしている。

- このような経緯及び本県の「運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「文化部活動の在り方に関する方針」を策定することとする。

本方針策定の趣旨等

(1) 本方針の対象範囲

- 本方針は、本県の中学校（中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の文化部活動を主な対象とする。

- 小学校（特別支援学校小学部を含む。）段階においても、同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

※2 学校教育法施行規則第78条の2に「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。」（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用 平成29年4月1日施行。）と明記され、部活動指導員は、学校職員として部活動の顧問に就任し、実技指導や大会等への単独引率等ができることが制度化されている。

(2) 望ましい部活動の在り方

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた、多様な形で最適に実施されることをめざす。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

部活動の位置付け

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが求められている。

中学校及び高等学校の学習指導要領では、次のよう規定されている。

- 中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）【抜粋】
第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項
- 高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月）【抜粋】
第 1 章 総則 第 6 款 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市町教育委員会は、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）に則り、本方針を参考に、各学校において、適正な文化部活動運営がなされるよう、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部活動の指導者は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校の Web サイトへの掲載等により公表する。

エ 県教育委員会及び市町教育委員会は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う^{※3}。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の多忙化解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

※3 これらの方針については、負担軽減の観点から、「設置する学校に係る運動部活動の在り方に関する方針」に基づく方針と合わせて、部活動全体に係るものとして作成することも可能である。

イ 県教育委員会及び市町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の積極的な任用に努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う^{※4}。

ウ 校長は、文化部活動の指導者の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、教師のワーク・ライフ・バランスにも資するよう、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る^{※5}。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導及び是正を行う。

オ 県教育委員会及び市町教育委員会は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

※4 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」において、部活動については「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され、「各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。」と示されている。

※5 経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じ、特に、新任の教師等は過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。

カ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」(平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定)及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号)※⁶を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、県教育委員会が作成する「部活動指導の手引き(改訂版)」を参考にして、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び市町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会やコンクール、コンテスト、発表会など(以下「大会等」という。)での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の活用

ア 文化部活動の指導者は、文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引(習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間の活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成され、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、適切な指導を行う。

※6 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることは出来ないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「運動部活動の在り方に関する方針」に準じて、以下を基準とする※7、※8、※9、※10、※11。

中学校

【休養日】

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1日の活動時間※12は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

高等学校

【休養日】

- 学期中は、原則、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点※13に留意し、一時的に、週当たり2日以上休養日を設定しない判断をした場合※14は、少なくとも週当たり1日以上休養日(週末のいずれかは原則として休養日に当てること)を設けることとする。その際においても、学校の部活動の実態等に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行うこと。
- 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、原則、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、分野の特性等により1日の活動時間が原則を超える場合においても、週当たりの活動時間の上限は16時間程度とし、各学校において適切に設定すること。

イ 市町教育委員会は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、「国のガイドライン」の基準を踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

-
- ※7 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」においては、「一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。」や「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。」が示されている。
- ※8 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする)。
- ※9 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。
- ※10 学齢期の子どもたちについては、幅広い体験の機会が充実することや家族や友人等との関わりの中で「生きる力」を培うことが望まれることから、部活動への過度の傾注はこのような体験の妨げになりうることも考えられる。
- ※11 部活動による過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されるところ、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、文化部活動の活動時間は設定されるべきものと考えられる。
- ※12 本方針での「活動時間」とは、文化活動時間を意味しており、練習の効果が期待される活動のことである。よって、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習等の合間の休憩、見学等は含まない。また、朝練習については、1日の活動時間を含み、放課後の活動時間が十分に確保できない場合等に、学校生活や家庭生活等に十分配慮した上で行うこと。
- ※13 様々な専門学科による教育や、各校の特色ある教育等が行われていること。
- ※14 生徒の心身の成長が期待され、教育的な意義があると学校が判断した場合、個々の部活動について、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、一時的に活動機会を認める。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、文化部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置等の工夫

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友だちと楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置等を含め、実施形態を工夫する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる^{※15}。

イ 県教育委員会、市町教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、県教育委員会、市町教育委員会及び関係機関等は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

※15 例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

(2) 地域との連携等

ア 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 県教育委員会、市町教育委員会及び関係機関等は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する^{※16}。

ウ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

※16 芸術文化等の活動を行うに当たっては、防音室や実験室など活動内容に適した場所や、楽器や実験器具など活動内容に不可欠な用具が備わっていないと活動自体が実施できないものがあることから、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しめるよう配慮する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 山口県中学校文化連盟、山口県高等学校文化連盟、山口県音楽教育連盟、県教育委員会及び市町教育委員会は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請する。

また、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を以下のとおりとする。

各学校の文化部が参加する大会は、学校文化団体^{※17}の主催もしくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

イ 校長は、上記アの目安等を踏まえ、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

6 安全管理と事故防止

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動における安全管理について、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。

文化部活動の指導者は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

イ 近年、気候変動等により、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の文化部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、文化部活動における生徒の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

また、気温や湿度、生徒一人ひとりの状況等により、活動内容を適切に判断すること。

さらに、広域的な大会等で止むを得ない事情により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底すること。

なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

※17 山口県中学校文化連盟、山口県高等学校文化連盟、山口県音楽教育連盟等の団体。

終わりに

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。

また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。

- 文化部活動は子どもたちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。県教育委員会及び市町教育委員会は、「国のガイドライン」を踏まえ、学校内外において子どもたちが芸術文化等の活動に親しむ機会が今後とも確保されるよう文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。